

Ⅱ 農 業 構 造

農業就業人口・農家戸数

○農業就業人口は3万8,736人（販売農家）

平成27年の農業就業人口は3万8,736人で、65歳以上が占める割合が7割を超え、また女性の割合が過半を占めています。

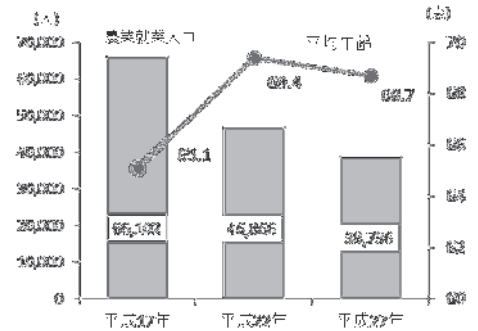
また、農業就業人口の平均年齢は68.7歳で、5年前の前回調査時に比べ0.7歳若返りました。

(単位：人、%)

項 目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農業就業人口	79,746	66,102	46,866	38,736
うち65歳以上	46,998	42,839	34,206	27,969
割合	58.9%	64.8%	73.0%	72.2%
男性	31,441	28,027	22,683	18,933
女性	48,305	38,075	24,183	19,803
女性が占める割合	60.6%	57.6%	51.6%	51.1%

農林水産省「2015年農林業センサス」

農業就業人口と平均年齢



○総農家数は6万790戸、販売農家数は2万8,511戸

総農家数は6万790戸で、前回調査時の平成22年に比べ14.1%減少しました。

また、販売農家は2万8,511戸で、平成22年に比べ21.6%減少しました。

(単位：戸)

項 目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	構成比	構成比 (全国)	説 明
総農家数	84,764	78,459	70,770	60,790	100%	100%	経営耕地面積が10a以上または農産物販売金額が年間15万円以上の世帯
販売農家	55,340	44,815	36,345	28,511	46.9%	61.7%	経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の世帯
自給的農家	29,424	33,644	34,425	32,279	53.1%	38.3%	販売農家以外の農家

農林水産省「2015年農林業センサス」

(参考)

(単位：戸)

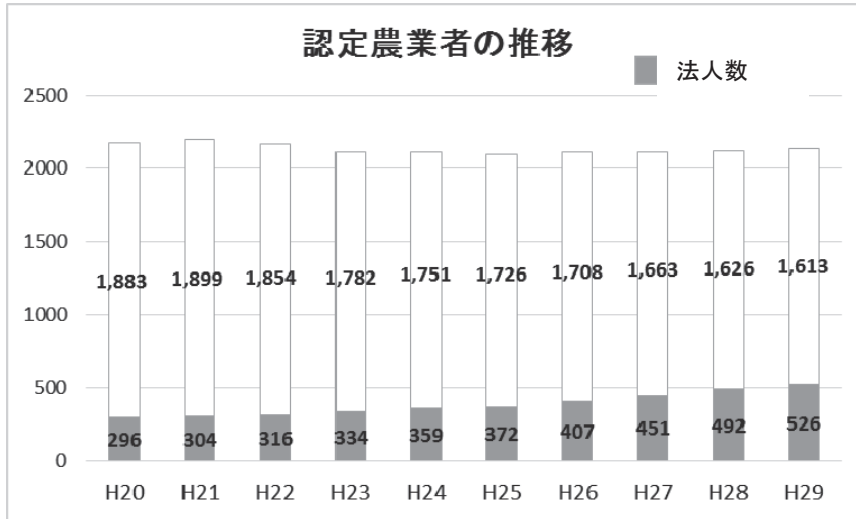
項目	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	680,317	713,452	737,151	753,212
うち農家が占める割合	12.5%	11.0%	9.6%	8.1%

県統計課「岐阜県人口動態統計調査結果」／農林水産省「2015年農林業センサス」

経営体の育成

○認定農業者は2,139経営体、施設野菜単一経営が27%

平成29年度の認定農業者数は2,139経営体で、前年度と比べ21経営体増加しました。
 営農類型別に見ると、施設野菜が27%を占め、稲作が21%でそれに続いています。
 市町村別に見ると、高山市が25%を占め、郡上市、岐阜市、中津川市が6%で続いています。



営農類型	経営体数
稲作	442
麦類作	6
雑穀・いも類・豆類	8
工芸農作物	27
露地野菜	87
施設野菜	568
果樹類	98
花き・花木	101
その他の作物	15
酪農	93
肉用牛	180
養豚	25
養鶏	49
その他の畜産	6
複合経営	434
合計	2,139

市町村別認定農業者数

(数値は平成30年3月末現在)

市町村名	認定農業者数	
	認定農業者数	うち法人
岐阜市	134	27
羽島市	31	7
各務原市	49	6
山県市	20	14
瑞穂市	18	7
本巣市	43	17
岐南町	0	0
笠松町	1	0
北方町	7	0
岐阜農林事務所小計	303	78
大垣市	61	21
海津市	124	40
養老町	62	26
垂井町	29	12
関ヶ原町	3	3
神戸町	34	11
輪之内町	28	12
安八町	20	3
西濃農林事務所小計	361	128

市町村名	認定農業者数	
	認定農業者数	うち法人
揖斐川町	91	17
大野町	41	9
池田町	41	9
揖斐農林事務所小計	173	35
関市	66	21
美濃市	10	1
中濃農林事務所小計	76	22
美濃加茂市	63	7
可児市	11	5
坂祝町	7	1
富加町	14	3
川辺町	13	6
七宗町	1	0
八百津町	6	3
白川町	30	9
東白川村	13	2
御嵩町	7	5
可茂農林事務所小計	165	41

市町村名	認定農業者数	
	認定農業者数	うち法人
郡上市	136	25
郡上農林事務所小計	136	25
多治見市	8	4
瑞浪市	23	15
土岐市	6	2
東濃農林事務所小計	37	21
中津川市	132	32
恵那市	74	22
恵那農林事務所小計	206	54
下呂市	63	19
下呂農林事務所小計	63	19
高山市	532	75
飛騨市	83	26
白川村	4	2
飛騨農林事務所小計	619	103
県計	2,139	526

岐阜県農業経営課調べ

認定農業者制度

認定農業者制度は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を、市町村長が認定し、その計画達成に向けて様々な支援措置を講じていこうとするものです。

○認定新規就農者数は 201 経営体

平成 29 年度の認定新規就農者数は、201 経営体となっています。

認定就農者・認定新規就農者の認定状況

(単位：経営体)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
認定就農者新規認定件数	8	7	8	26	24	28	24	32				
認定新規 就農者	新規認定件数								52	59	76	52
	認定者数								52	111	175	201

認定新規就農者制度

認定新規就農者制度は、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

平成 25 年度までは「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づき県が認定する制度（名称は認定就農者）でしたが、平成 26 年度から、「農業経営基盤強化促進法」に基づき市町村が認定する新制度（認定新規就農者に名称変更）になりました。

○農業法人は 646 法人

農業を営む法人を総称して一般的に農業法人といいます。平成 30 年 3 月末現在の農業法人は 646 法人で、前年度に比べ 25 法人増加しました。

営農類型別に見ると、米・麦・豆類 280、畜産 118、野菜 96 の順となっています。近年は米麦を中心とした農業法人が多く設立されています。

農業法人の形態別に見ると、有限会社が 203 と多いものの、近年は、株式会社、農事組合法人（1・2号）の形態が増加する傾向が見られます。

農業法人と農地所有適格法人の推移

(単位：経営体)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
農業法人	413	415	417	455	486	506	527	587	621	646
農地所有適格法人	211	214	216	240	248	255	273	319	342	369

平成 30 年 3 月末現在 岐阜県農業会議調べ

営農類型別農業法人

(単位：経営体)

営農類型	米・麦・豆類	野菜	花き	果樹	畜産	茶	その他
農業法人	280	96	50	22	118	18	62
農地所有適格法人	228	46	24	8	42	7	14

平成 30 年 3 月末現在 岐阜県農業会議調べ

形態別農業法人

(単位：経営体)

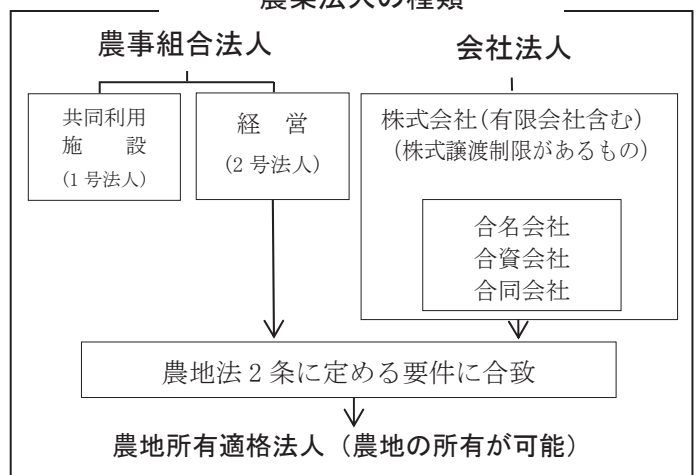
形態	農事 1 号	農事 2 号	1・2 号	株式会社	有限会社	合資会社	合同会社	その他
農業法人	35	70	140	172	203	2	7	17
農地所有適格法人	2	60	106	78	117	2	4	0

平成 30 年 3 月末現在 岐阜県農業会議調べ

・農地所有適格法人

農業法人のうち、農地を所有して農業を営むことができる法人を農地法上「農地所有適格法人」といいます。

農業法人の種類



○企業等の農業参入について

農業以外の事業を営む法人が設立した農地所有適格法人もしくは農地法等に基づき解除条件付きで農地を借入れた法人等を農業参入法人といいます。

平成 22 年 11 月の農地法の改正により、農外企業が農業に参入しやすくなったことから、農業参入法人は増加しており、平成 31 年 1 月末現在では、119 社となっています。

農業参入法人 119 社のうち、製造業が 25 社と多く、次いで食品関連業及び建設業で各 24 社となっております。

他産業からの農業参入については、地域の農業の担い手としてだけでなく、地域全体の活性化につながる役割も期待されています。

農業参入法人の形態

<p>○農業法人設立タイプ</p> <p>関連会社として農地所有適格法人を設立し、農地の権利を取得して農業を開始</p>	<p>○農地権利取得タイプ</p> <p>農地法又は農業経営基盤強化促進法等に基づき、解除条件付きで農地の権利を取得して農業を開始（特定法人含む）</p>	<p>○農地未利用タイプ</p> <p>野菜工場や水耕栽培施設等農地を利用しない農業を開始</p>
--	---	---

農業参入法人数の推移

(単位：社)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
農業参入法人数	18	42	50	59	72	81	97	102	116	128

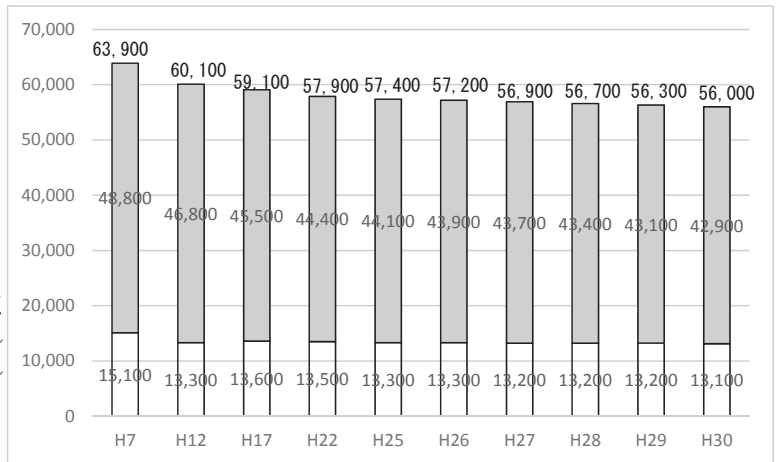
平成 31 年 1 月末現在 県農業経営課調べ

農 地

耕地面積の推移

○耕地面積は5万6,000ha

平成30年の耕地面積は5万6,000haで、前年に比べ300ha減少しました。これは、耕作放棄等によるかい廃等があったためです。



○耕地利用率は86.5%

平成29年農作物の作付延べ面積は、4万8,700haで、前年に比べ300ha減少しました。主なものとして、水陸が300ha減少しました。耕地利用率は0.1ポイント増加し86.5%でした。

○農業振興地域は15万8,670ha、うち農用地区域は5万1,930ha

農林水産省「耕地面積調査」

平成29年12月現在の農業振興地域の面積は15万8,670haで、このうち農地として利用する農用地区域面積は5万1,930haです。

農業振興地域制度の管理面積 (平成29年12月現在)

(単位: ha)

項目	農用地計					混木林地	農業用施設用地	混木林地以外の山林	その他	合計
	田	畑	樹園地	採草放牧地						
農業振興地域	58,986	41,854	9,349	5,258	2,524	2,580	539	24,189	72,376	158,670
農用地区域	46,982	35,887	5,171	3,594	2,330	1,915	508	2,383	143	51,930

※ 四捨五入により合計が合わない場合がある。

県農村振興課調べ

○中山間地域の直接支払制度による農地の保全面積は9,118ha

中山間地域など農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した集落や農業者に対して交付金を交付することにより、耕作放棄地の発生防止を図っています。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
実施市町村数	23	23	23	23	24	24	24	24	24	
協定数	887	894	898	905	910	870	883	886	888	
交付対象面積(ha)	8,871	8,979	9,032	9,106	9,146	8,951	9,040	9,094	9,118	
交付金額(百万円)	1,218	1,234	1,242	1,253	1,257	1,233	1,243	1,256	1,259	
対策期間	第3期対策					第4期対策				

県農村振興課調べ

○耕作放棄地面積は中山間地域が2/3

担い手の不足、農産物価格の低迷、鳥獣被害の増大等により、近年耕作放棄地が拡大しています。中山間地域は生産条件が不利であることから、耕作放棄地全体の2/3を占めています。

項目	平成22年	平成27年	対平成22年増加率%
耕作放棄地面積ha	5,490(100)	6,188(100)	12.7
平坦地域	1,825(33)	2,187(35)	19.8
中山間地域	3,665(67)	4,001(65)	9.5

農林水産省「2015年農林業センサス」

○耕作放棄地活用面積は124ha

県と地域が共同で草刈りや農作物の植付け等を行う「農地イキイキ再生週間」の実施や地域再生協議会による解消活動、農外企業による耕作放棄地を活用した農業生産の支援等、耕作放棄地解消のための取組みを実施しています。

(単位: ha)

	H26	H27	H28	H29	H30
耕作放棄地活用面積	71	63	134	110	124

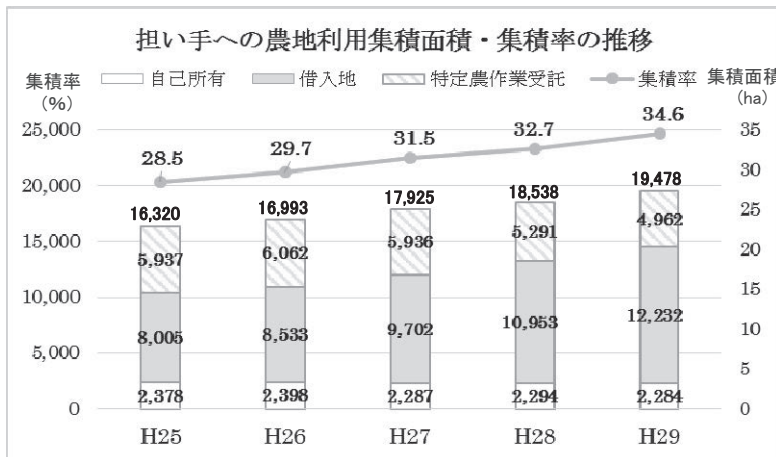
県農村振興課調べ(H30 荒廃農地調査 H31.2末)

農地集積・集約化

○農地の利用集積について

農業経営体への農地利用については、利用権設定等の借入地による集積が進んでおり、平成30年3月末現在の担い手への農地集積面積は19,478haで、耕地面積の34.6%となっています。

地域別には、平坦地の多い西濃地域で集積率が高く、認定農業者が多い飛騨地域を除いて、中山間地域が多い中濃や東濃地域では集積率が低くなっています。



地域別の集積状況

圏域名	耕地面積	集積面積	集積率
岐阜	12,072ha	2,891ha	23.9%
西濃	17,289ha	10,044ha	58.1%
中濃	11,006ha	2,428ha	22.1%
東濃	8,602ha	1,534ha	17.8%
飛騨	7,322ha	2,581ha	35.2%
計	56,300ha	19,478ha	34.6%

平成30年3月末現在 県農業経営課調べ

○農地中間管理事業について

平成26年の「農地中間管理事業の推進に関する法律」の施行に伴い、担い手への農地集積率を8割にすることを目標として、各県に農地中間管理機構を設置して担い手への農地集積・集約化を行う「農地中間管理事業」が創設されました。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

	現在 (平成26年度)	目標 (平成35年度)
耕地面積 (①)	57,200 ha	55,400 ha
担い手が利用する面積 (②)	16,992 ha	43,212 ha
②/①	29.7 %	78.0 %

岐阜県農地中間管理事業の推進に関する基本方針 (平成28年4月1日変更) より

平成26年3月に (一社) 岐阜県農畜産公社を県の農地中間管理機構として指定し、平成26年4月から事業を開始しました。

平成31年1月までの累計では、1,280経営体から12,650haの借受け希望があり、840経営体に対して6,566haを貸付けました。

農地中間管理機構の貸付け面積 (権利発生ベース) の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	計
貸付け面積	939 ha	2,755 ha	1,281 ha	969 ha	622 ha	6,566 ha
うち新規集積	65 ha	507 ha	382 ha	244 ha	211 ha	1,409 ha

平成31年1月末現在 県農業経営課調べ

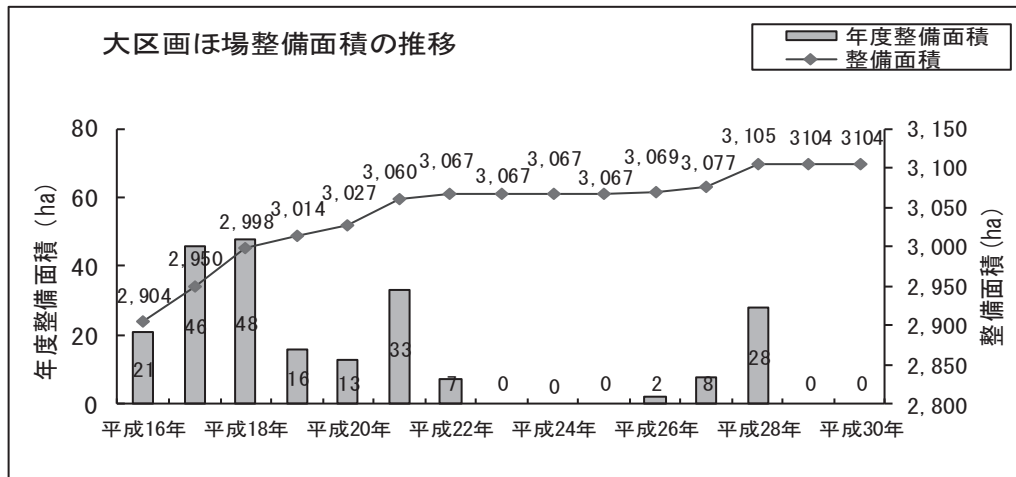
農業農村整備

○大区画ほ場整備面積は 3,104ha

西濃地域高須輪中を中心に、大区画のほ場が多く整備されています。

こうした良好な基盤条件を背景に、農地利用集積による経営規模の拡大、農作業効率の向上による生産の低コスト化が進められ、大規模な経営を行う担い手・生産組織が育成されています。

※大区画ほ場整備：水田の標準区画 50a 以上かつ用排分離がなされたもの



県農地整備課調べ

○基幹的農業用水路の整備延長は約 649km

県下には基幹的な用水路が約649kmあり、農産物づくりに欠かすことのできない、豊かできれいな農業用水の安定供給に貢献しています。

これらの施設の老朽化が進む中、ストックマネジメントセンターと連携し、計画的な維持管理体制の整備と、適時、適切な用水路の修繕などの予防保全対策により、施設の長寿命化を図るとともに、計画的かつ効率的な更新整備や水質保全対策を推進しています。

【基幹的農業用水路の整備状況】

H31.3.31現在

圏域名	全体延長(km)	更新整備済(km)	予防保全対策実施済み(km)
岐 阜	130.2	23.1	10.5
西 濃	213.8	13.1	28.2
中 濃	194.7	4.0	14.2
東 濃	66.0	-	3.4
飛 騨	44.2	-	3.7
計	648.9	40.2	60.0

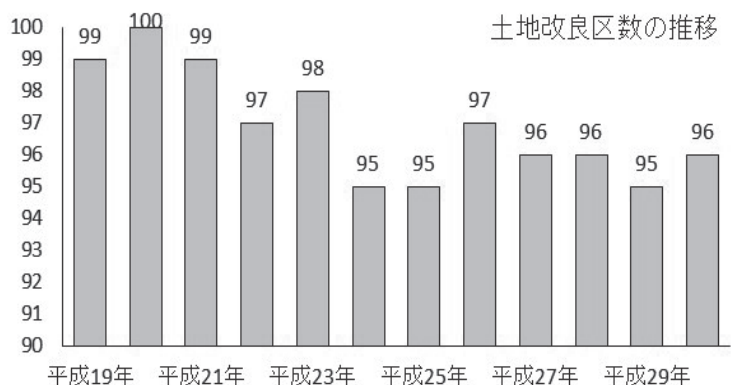
注1) 基幹的用水路は、末端受益面積が100ha以上を有する用水路をいう。
 注2) 本表における整備の始期は予防保全対策に着手した平成18年度とする。

県農地整備課調べ

○土地改良区は 96 団体

土地改良区は農業用施設の維持管理などを行っている農業を営む人の組織で、現在県内に 96 団体 (H30 年末) あります。近年、土地持ち非農家が増加しており、農業用施設の管理体制の低下が懸念されています。

そこで、農業用施設の管理体制を強化するため、土地改良区の再編などによる組織強化と合わせ、土地改良区と非農家が協働で行う維持管理活動(水路清掃、草刈等)などの取り組みを推進しています。



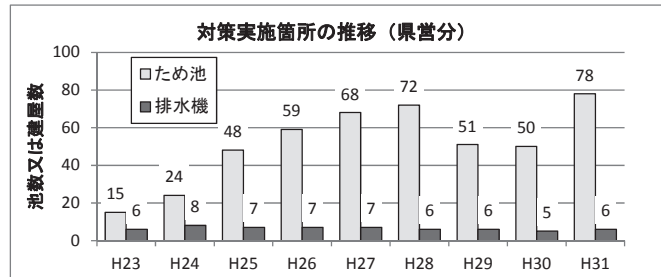
県農地整備課調べ

○老朽化した農地防災施設の整備が必要

施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、耐震性が低い等の農業用ため池、排水能力等の低下した農業用排水機場について改修や更新、補修を行っています。

◆農地防災関連施設状況（H31.3.31現在）

圏域名	ため池			農業用排水機場	
	箇所数	防災重点 ため池	従来重点	箇所数	建屋数
岐阜	86	75	50	15	16
西濃	93	70	44	45	57
中濃	483	398	172	-	-
東濃	1,522	847	251	-	-
飛騨	44	30	16	-	-
計	2,228	1,420	533	60	73



県農地整備課調べ

○農道の整備延長は約 622km

県営農道整備事業は昭和40年から基幹農道整備事業（旧農免農道）、昭和45年から広域農道整備事業、昭和46年から一般農道整備事業、平成5年からふるさと農道整備事業（県単）などの事業をそれぞれ実施しています。平成29年度までに4事業全体で233地区、598.0kmを整備しました。

【県営農道整備事業の実施延長】

H31.3.31現在

事業区分	工期	全体		平成29年度迄完了		平成30年度実施中	
		地区数	延長(km)	地区数	延長(km)	地区数	延長(km)
広域農道	S45~	32	171.4	22	151.4	10	20.0
基幹農道	S40~	134	296.9	132	293.6	2	3.3
一般農道	S46~	56	117.0	56	117.0	0	0.0
ふるさと農道等	H5~	27	36.7	23	36.0	4	0.7
計		249	622.0	233	598.0	16	24.0

県農地整備課調べ

○緊急輸送ネットワークに関する農道橋の耐震補強を推進

農道は、農産物輸送の合理化はもとより、災害発生時の避難路及び代替輸送路としての機能を有することから、県が指定する緊急輸送道路ネットワークに位置付けられた農道及び緊急輸送道路に接続する農道にある橋梁を対象に耐震化を推進しています。

【緊急輸送ネットワークに関する農道橋の耐震補強の状況】

	緊急輸送道路橋に関する農道橋数	着手・整備済		H31以降事業 着手予定
		H29までに整備済	H30事業継続中	
ネットワークに指定された農道にある橋梁	5	5	-	-
ネットワークに接続する農道にある橋梁	45	12	2	31

県農地整備課調べ